

安全で快適な
まちづくりのために
～ 狭あい道路整備事業 ～



焼津市

狭い道が広がれば、風通しや日当たりが良くなり、消防車や救急車も通やすくなって、地震や火災の時の避難や救助活動もスムーズになります。

「狭あい道路」とは

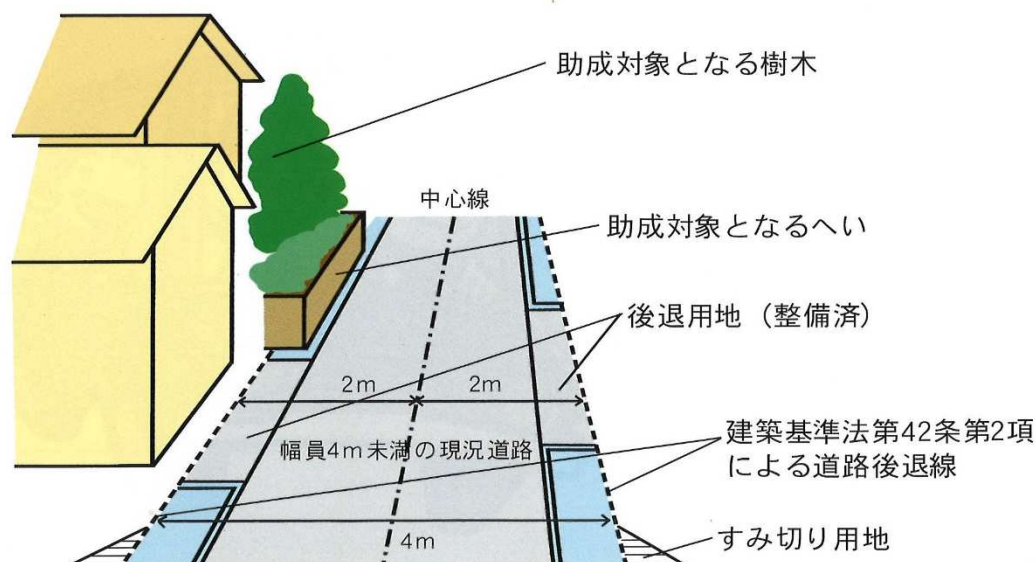
幅員 4 m 未満の焼津市道又は法定外道路で、建築基準法第 42 条第 2 項の道を指します。

「建築基準法第 42 条第 2 項」とは

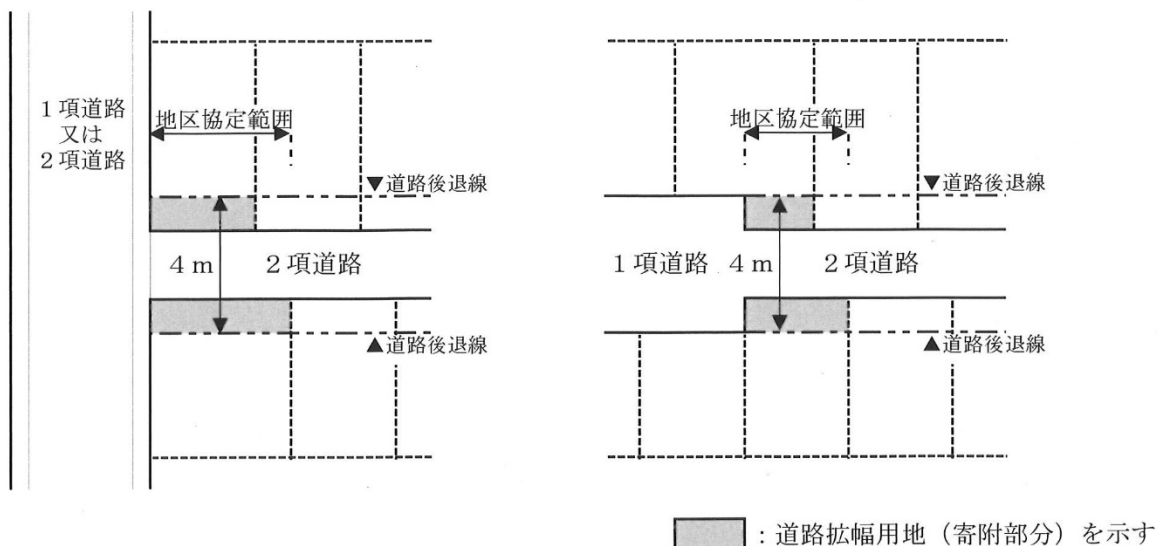
- ・ 建築敷地は、原則として、幅員 4 m 以上の道路に 2 m 以上接していなければいけません。
- ・ 幅員 4 m 未満の道であっても、市が指定したものは、幅員 4 m の道路とみなされます。このみなし道路を「建築基準法第 42 条第 2 項」道路といい、一般に、道の中心線から 2 m の位置が道路とみなされます。
- ・ 道路とみなされる範囲は、建築敷地に含めることができず、建築物や塀等を造ることもできません。

「狭あい道路整備事業」とは

- ・ 建築基準法第 42 条第 2 項により道路とみなされる範囲の土地を、市に寄付していただき整備していくことが「狭あい道路整備事業」です。
- ・ すべての狭あい道路、みなし道路が狭あい道路整備事業による、道路の拡幅整備の対象になるとは限らないため、『焼津市狭あい道路整備に関する指導及び助成要綱』をご確認のうえ担当課へご相談ください。
- ・ 地域の皆さまで協力して協議を行い、関係権利者全員が道路の拡幅整備に関する合意又は同意した地区協定を締結して、市へ申し出ることによって、事業がスタートします。



(3) 角地型



適用条件

- ① 道路と交わる箇所を起点とした幅員4mの連続する区間を確保すること。
又は1項道路と接続する箇所を起点とした幅員4mの連続する区間を確保すること。
- ② ①の区間に2m以上接する建築敷地（建築物のある一団の土地）があること。
- ③ 寄附等の拡幅整備に関する地区協定が結ばれていること。

事業の流れ（参考）

(1) 相談・協議

地域の皆さまで協力して協議を行い、関係権利者全員による「地区協定」を締結します。

(2) 申出

「地区協定書」を添え、「道路拡幅計画申出書」を市へ提出します。

(3) 調査・測量 ㊦

官民境界、道路中心、道路後退位置等を決定するため、皆さまへ立会をお願いします。
測量結果を皆さまへ報告し、道路拡幅の設計を行います。

(4) 支障物の移設・撤去

道路となる部分にある塀や植木、電力柱などの移設や撤去を行います。

(5) 分筆登記 ㊦

道路後退位置での分筆登記を行います。

(6) 寄付

「寄附申込書」を市へ提出します。

(7) 所有権移転登記 ㊦

道路後退部分の所有権移転登記を行います。

(8) 工事着手・完了 ㊦

道路の拡幅整備を行います。工事は複数年かかる場合があります。

㊦：市が主体となり実施するもの

塀や植木などの撤去、事務手続き費用への助成制度、隅切り
用地の奨励金を受けるためには、事前手続きが必要です。

焼津市 都市政策部 建築住宅課 建築指導担当

〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16-32

TEL:054-626-2102 FAX:054-626-2184